

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に係るコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）	兼営法
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号）	兼営法施行規則
資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）	資金決済法
信託会社等に関する総合的な監督指針	信託会社等向け監督指針

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>兼営法施行規則第3条第1項第6号の改正案によると、暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託の受託が信託銀行でも可能になる一方、同号後段の「及び」以下に基づき、「暗号資産関連デリバティブ取引」を行う信託については、引き続き銀行では行えない、という理解でよいか。</p> <p>また、その場合、原資産である暗号資産の信託のみを銀行に開放したとしても、業務としては限定的なものとなり、広く顧客ニーズへ対応することができなくなるものであることから、両者を開放することをご検討いただきたい。</p>	<p>「暗号資産関連デリバティブ取引」を行う信託が引き続き信託銀行の業務範囲に含まれない点について、ご理解のとおりです。</p> <p>ご指摘の点については、顧客ニーズの有無や、信託勘定においてそのような信託サービスを提供することによる信託銀行の固有の業務への影響も踏まえ、慎重な検討が必要であると考えます。</p>
2	<p>信託銀行が、暗号資産の管理信託を営むためには、兼営法第3条に基づき、信託として引き受ける①暗号資産の種類、②管理・処分の方法、③分別管理の方法、を業務の種類及び方法書に定めて金融庁長官の認可を受ける必要がある。</p> <p>当該認可においては、暗号資産交換業として、「他人のために暗号資産の管理をする（資金決済法第2条第7項第4号）」業務を行う者とのイコールフットingの観点から、以下の点を確認すべきである。</p> <p>①取り扱う暗号資産の種類については、日本暗号資産取引業協会（以下、「JVCEA」という。）が自主規制規則に基づき実施している暗号資産取扱審査と同様の審査項目（当該暗号資産のマネロン・テロ資金供与リス</p>	<p>信託銀行が兼営法第3条に基づき、信託業務の種類又は方法の変更認可を受ける場合には、兼営法施行規則及び信託会社等向け監督指針に規定する留意事項等を踏まえた態勢整備等が必要です。金融庁は、認可時にそれらの態勢整備状況等について審査を行うとともに、認可後の信託銀行の業務の状況等について、適切にモニタリングしてまいります。</p> <p>なお、具体的に指摘のあった点については以下のとおりと考えております。</p> <p>【①について】</p> <p>信託銀行が講じなければならない措置の1つとして、暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等を取り扱わない措置を規定し</p>

	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>クやコードレビューも含む。)を、信託銀行自身が審査し、信託銀行が暗号資産交換業者と同じ審査項目を同じ粒度で審査したことを確認すべきである。</p> <p>②管理・処分方法については、JVCEAの自主規制規則に基づく暗号資産取扱審査として実施される「業者自身のWalletの安全管理体制に関する審査項目」と同様の内容が金融庁長官の認可に当たって確実に確認されるべきである。</p> <p>さらに、信託銀行が預かる暗号資産によっては、基盤となるブロックチェーンがハードフォークしたり、信託の委託者の暗号資産に紐づく暗号資産アドレスに対して、AirDropが発生したり、ダスティング(少量の暗号資産が送り付けられる事象)が発生したりすることが想定される。</p> <p>その際には、信託銀行が受託者の権限として、ハードフォーク後、複数のブロックチェーンに分岐したそれぞれのチェーンに係る暗号資産両方について信託財産として預かるべきか、AirDropに対してAirDropされるトークンを発行体に対して請求することが管理行為として求められるのか、ダスティング発生時に送付されたトークンを処分すべきか又は、処分するとしてどのように処分するか、処分せず信託財産として受託するほうが管理行為として適切なのかなど、それぞれ適切な対応を信託銀行に策定させ、策定させた方針について適切な確認が行われるべきである。</p> <p>③分別管理の方法については、兼営法施行規則第21条第3項に基づき、ホットウォレット・コールドウォレットの峻別、ホットウォレットに保管する暗号資産の全預かり数量に対する5%の閾値及びホットウォレットに保管した際の履行保証暗号資産の手当てに関しては具体的に厳密に方法を定めているものの、今回の改正案においては、暗号資産を預かる場合に発生する</p>	<p>ています(兼営法施行規則改正案第22条第10項第2号)。こうした措置については、信託会社等向け監督指針3-5-1(5)に規定する留意事項を踏まえて対応する必要があるため、取り扱う暗号資産については、当該信託銀行において適切な審査が行われるものと考えます。</p> <p>特に、取り扱う暗号資産の種類ごとの当該暗号資産の流出リスクの特定・評価に際しては、専門的知見を有する関係団体等におけるセキュリティ対策に係る指針等も参考とする必要があります。</p> <p>【②について】</p> <p>信託銀行が講じなければならない措置の1つとして、その行う暗号資産等の信託の対象とする暗号資産について適切に管理するために必要な措置を規定しています(兼営法施行規則改正案第22条第10項第4号)。こうした措置については信託会社等向け監督指針3-5-1(5)に規定する留意事項を踏まえた態勢整備等を行う必要があります。</p> <p>【③について】</p> <p>信託銀行が暗号資産を管理する場合には、受託暗号資産及び履行保証暗号資産に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要があります(兼営法施行規則改正案第21条第3項及び第4項)。暗号資産の分別管理については、信託会社等向け監督指針3-5-1(5)③に規定する留意事項を踏まえて対応する必要がある</p>

	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>リスクとそれへの対処方法について網羅的に定めているとは思えない。</p> <p>暗号資産信託の受託に当たっては、ウォレットのホット・コールド環境の区別のほかに、ウォレットや暗号資産のスマートコントラクトの技術基盤の安全性やプログラムコードの適切性、内部不正を発生させないオペレーション等、確認すべき点は多い。金融庁長官による認可にあたっては、例えば、Cryptoassets Governance Task Force (CGTF) の「暗号資産カストディアン」のセキュリティ対策についての考え方第3版」等が提示するリスク項目に対して適切な対応が取られているか、網羅的に確認すべきである。</p> <p>また、信託銀行が行う暗号資産の管理信託は、暗号資産交換業者が行う、「他人のために暗号資産の管理をする」（資金決済法第2条第7項第4号）業務と重複すると思うが、今回の改正案では、信託銀行に対して求める業務態勢について、資金決済法令及びJVCEAの自主規制規則で求められている内容と以下の点で同レベルとは言えない。</p> <p>ア. 信託財産とする暗号資産について、暗号資産交換業者が公表する概要説明書の記載事項と同等のレベルまで調査・審査が求められるかどうか、今般の内閣府令及び信託会社等向け監督指針の改正案では、明らかにされていない。</p> <p>イ. 信託財産とする暗号資産について、当該暗号資産の発行者、当該暗号資産に係るブロックチェーンのバリデーター、当該暗号資産の価値に影響を及ぼすべき大量保有者、当該暗号資産の一般保有者と利益相反関係が生じるべきその他関係者、暗号資産プロジェクトのフィージビリティといった観点から信託銀行が自主点検を行い、かかる自主点検の内容について第三者である自主規制団体が検証を行う体制が整備されることが、今般の内閣府令及び信託会社等向け監督指針の改正案では、求められていない。</p> <p>ウ. 暗号資産交換業者が資金決済法第2条第7項第4号（他人のために暗号資産の管理をする業務）を行う場合、預かる暗号資産を1つ追加するごとに資金決済法第63条の6に基づき金融庁長官に事前の届出を要するところ、届出が認めら</p>	<p>り、その状況については、適切にモニタリングしてまいります。</p> <p>【また以降について】</p> <p>信託銀行が暗号資産の受託を行うに当たっては、信託会社等向け監督指針3-5-1(5)に規定する留意事項を踏まえた態勢整備等を行う必要があります。また、業務方法書等の審査の際の着眼点については、同監督指針3-2-2、3-2-3、3-4-2、11-2-2及び11-2-3に規定されており、上記の留意点等を踏まえて審査を行うとともに、認可後の信託銀行の業務の状況等については、適切にモニタリングしてまいります。</p>

	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>れる前提として、JVCEA による審査を受ける必要がある。JVCEA の審査では、ビットコインのような国内外のどの業者でも取扱いがある暗号資産であってもすべからずコードレビューを提出することが求められる実務運用となっており、そのために暗号資産交換業者は多大な費用の支出を強いられ、かつ、JVCEA が審査が完了するまで何か月も要し、暗号資産交換業者が事業を展開する上での妨げとなっている。</p> <p>一方で、信託銀行の業務方法書の認可に当たっては、審査を行う自主規制団体が存在するかも明らかではなく、また、認可の際に確認される項目すら、今般の内閣府令及び信託会社等向け監督指針の改正案では、定められていない。</p> <p>エ. 信託銀行による信託財産の分別管理の方法に関して、ウォレット構成、秘密鍵の消失に対する適切な対策を定めること、秘密鍵が漏洩・盗難を受けた際に備えた適切な対策を定め、内部統制を構築すること、受託暗号資産の出庫に際してのモニタリング・リコンサイルの方法その他の信託委託者の保護のための取り組みを検討し、定めることについて、今般の内閣府令及び信託会社等向け監督指針の改正案では、明らかにされていない。</p> <p>加えて、信託銀行は、金銭等を受託者責任を果たしながら信託を受ける豊富な知見は有するものの、個々の暗号資産について、委託者保護上及びマネロン・テロ資金供与防止の観点からどのようなリスクがあるのか、暗号資産の安全管理に関する技術上及び業務運用上のリスクに関して暗号資産交換業者を凌ぐ知見を有するとは思えない。</p> <p>暗号資産交換業者における新規取扱暗号資産の審査に係る実務運用が、消費者保護の目的で継続されているのだとすれば、信託の委託者に対しても同様の保護が必要であると解され、信託の委託者が同等の保護が受けられるよう、本内閣府令の施行までに信託銀行における適切な態勢整備を監督指針等で定めるべきである。</p>	<p>【加えて以降について】</p> <p>信託銀行が暗号資産の受託を行うに当たっては、信託会社等向け監督指針 3-5-1 (5) に規定する留意事項を踏まえた態勢整備等を行う必要があります。また、業務方法書等の審査の際の着眼点については、同監督指針 3-2-2、3-2-3、3-4-2、11-2-2 及び 11-2-3 に規定されており、上記の留意点等を踏まえて審査を行うとともに、認可後の信託銀行の業務の状況等については、適切にモニタリングしてまいります。</p>